

○総務省令第七十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十七日

総務大臣 川端 達夫

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第六中「期首定額法正味固定資産価額（ $n$ ）＝MAX〔投資額－（（投資額－残存価額）÷法定耐用年数）×（ $n-1$ ）〕、投資額×最低残存率」を「期首定額法正味固定資産価額（ $n$ ）＝MAX〔投資額－（（投資額－最低残存価額）÷法定耐用年数）×（ $n-1$ ）〕、投資額×最低残存率」に改め、同表き線点遠隔収容装置の項中「単位料金区域別住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごと世帯数の単位料金区域別合

計」や「局ごと住宅用加入電話契約回線数 ÷ 調査区ごと世帯数の局ごと合計」及び「単料金区域別事務用加入電話契約回線数 ÷ 調査区ごと事業者数の単料金区域別合計」や「局ごと事務用加入電話契約回線数 ÷ 調査区ごと事業者数の局ごと合計」に於て、回線調整費の算出に「最大接続可能回線数で除して（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）」や「最大接続可能回線数で除して」に改める。

別表第八第一の表中

「（（投資額－残存価額） ÷ 法定耐用年数） × 法定耐用年数 ÷ 除去損） ÷ 経済的耐用年数  
土地は減価償却しない。除去損＝残存価額とする。」

や

「（（投資額－最低残存価額） ÷ 法定耐用年数） × 法定耐用年数 ÷ 除去損） ÷ 経済的耐用年数  
土地は減価償却しない。除去損＝最低残存価額とする。」

に

「加入者交換機に係るもの

投資額 × 施設保全費対投資額比率 ÷ 加入者数 × 1 加入者当たりの施設保全費 ÷ 都道府県

や

別施設保全費

「加入者交換機に係るもの

投資額×投資額×施設保全費対投資額比率（二次係数）＋投資額×施設保全費対投資額比率（一次係数）＋加入者数×1加入者当たりの施設保全費＋都道府県別施設保全費

に

「中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの

設備亘長  $k m \times 1 k m$  当たりの施設保全費

を

「中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの

設備亘長  $k m \times 1 k m$  当たりの施設保全費

監視設備（加入者交換機）に係るもの

投資額×投資額×施設保全費対投資額比率（二次係数）＋投資額×施設保全費対投資額比率（一次係数）

に

改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。